

ひとり親家庭等住宅整備資金の貸付利率を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年九月二十七日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第四十一号

ひとり親家庭等住宅整備資金の貸付利率を定める規則の一部を改正する規則

ひとり親家庭等住宅整備資金の貸付利率を定める規則（平成十年秋田県規則第十六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金条例（昭和五十年秋田県条例第二号）第三条第一号の規則で定める利率は、年〇・七パーセントとする。	秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金条例（昭和五十年秋田県条例第二号）第三条第一号の規則で定める利率は、年〇・五パーセントとする。

附 則

- この規則は、令和六年十月一日から施行する。
- この規則による改正後のひとり親家庭等住宅整備資金の貸付利率を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。